

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成十三年九月十四日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ジャンボトクラ

住所 倉敷市広江一丁目四-四

代表取締役 土倉 賢之甫

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタージャンボトクラ水島店

所在地 倉敷市広江一丁目二七一四-一ほか

三 廃止年月日

平成十三年八月三十一日